

# 第10期定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年3月26日(火曜日)  
午前10時

場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館9階 会議室

(※末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 目次

第10期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 3名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
事業報告	14
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39
第10期定時株主総会資料	
その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)	

証券コード 3968

2024年3月8日

(電子提供措置の開始日 2024年3月4日)

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目16番3号

**セグエグループ株式会社**

代表取締役社長 愛 須 康 之

## 第10期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）は電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第10期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト <https://segue-g.jp/ir/index.html>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（当社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記又は電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月25日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年3月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）  
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館 9階 会議室  
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項  
報告事項

1. 第10期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容及び連結計算書類の内容及びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次の事項を除いております。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- 連結計算書類：連結株主資本等変動計算書、連結注記表
  - 計 算 書 類：株主資本等変動計算書、個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行っていく一方、株主への利益還元を重要な経営課題であると認識しております。

配当につきましては、連結業績、財政状態の健全性、将来の事業展開のための内部留保の水準等を総合的に勘案しながら、中間配当及び期末配当の年2回、2026年12月期までを目安として当面の間、配当性向50%程度を基準とし、継続的かつ安定的に行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、第10期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。これにより、中間配当15円を合わせた当年度の配当は、1株当たり30円となります。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金15円  
総額 170,181,465円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年3月27日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会からの意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位
1	あい す やす ゆき 愛 須 康 之	再任 代表取締役社長
2	あ ま さとる 阿 萬 聖	再任 取締役
3	ふく だ やす ひろ 福 田 泰 福	再任 取締役

再任 再任取締役候補者

候補者  
番号

1

あい す  
愛須

やす ゆき  
康之

再任

1966年6月26日生

所有する当社の株式数  
3,432,100株

#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年5月 データコントロールズ株式会社 入社
- 1994年1月 同社 大阪営業所長
- 1995年4月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社設立 代表取締役社長（現任）
- 2001年5月 株式会社イーサポート（現 ジェイズ・ソリューション株式会社）設立 取締役
- 2012年11月 ジェイシーテクノロジー株式会社設立 代表取締役
- 2012年12月 ジェイズ・テレコムシステム株式会社設立 代表取締役
- 2013年6月 エムワイ・ワークステーション株式会社 取締役
- 2014年12月 当社設立 代表取締役社長（現任）
- 2016年1月 ジェイシーテクノロジー株式会社 取締役  
ジェイズ・テレコムシステム株式会社 取締役
- 2019年3月 株式会社アステム 取締役
- 2021年3月 ジェイシーテクノロジー株式会社（現ジェイズ・テクノロジー株式会社）取締役会長（現任）
- 2022年11月 セグエセキュリティ株式会社設立 代表取締役会長（現任）
- 2022年11月 SEGUE (Thailand) Limited Managing Director（現任）

#### ■ 取締役候補者の選任理由

候補者は、当社の前身であるジェイズ・コミュニケーション株式会社を創業して以来、四半世紀にわたり経営を指揮し、当社グループを成長させてきました。

候補者の経営実績、事業における幅広い知識・経験、持続的な企業価値向上のためのリーダーシップは、当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものがあります。

候補者  
番号

2

あ ま さとる  
阿 萬 聖

再 任

1956年2月20日生

所有する当社の株式数  
56,000株

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年4月 タキロン株式会社（現 タキロンシーアイ株式会社）入社  
1987年10月 日本デジタルイクイップメント株式会社（現 日本ヒューレット・パッカード株式会社）入社  
1998年10月 同社 西日本事業部第三営業部長兼西部支店長  
2000年1月 同社 西日本事業部第四営業部長  
2000年8月 シスコシステムズ株式会社（現 シスコシステムズ合同会社）入社  
西日本営業統括本部パートナー営業部長  
2001年8月 同社 製造第一営業本部西日本営業部長  
2002年5月 株式会社アンビリカス 代表取締役  
2006年4月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 入社  
2010年3月 同社 取締役  
2013年6月 エムワイ・ワークステーション株式会社 取締役  
2013年12月 同社 代表取締役  
ジェイズ・コミュニケーション株式会社 常務取締役  
2014年12月 当社 常務取締役  
2017年4月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 取締役  
2018年4月 ファルコンシステムコンサルティング株式会社 取締役  
2019年3月 株式会社アステム 代表取締役  
2020年3月 当社 取締役（現任）  
2022年3月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 取締役副社長（現任）  
2022年11月 セグエセキュリティ株式会社 取締役（現任）

## ■ 取締役候補者の選任理由

候補者は、当社が属する業界における豊富な知識・経験を有し、2006年に入社以降、主に営業面を中心に当社グループの成長を牽引しております。

候補者の知識・経験等は、当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

ふく だ  
福田

やす ひろ  
泰福

再任

1966年2月13日生

所有する当社の株式数  
45,000株

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1993年10月 三井建設株式会社（現 三井住友建設株式会社）入社
- 2001年4月 栗田工業株式会社 入社
- 2007年4月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 入社
- 2008年3月 同社 取締役（現任）  
株式会社イーサポート（現 ジェイズ・ソリューション株式会社） 監査役
- 2012年12月 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 取締役
- 2013年6月 エムワイ・ワークステーション株式会社 取締役
- 2014年12月 当社 取締役経営管理部長
- 2016年3月 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 監査役  
ジェイズ・ソリューション株式会社 取締役
- 2022年3月 ジェイシーテクノロジー株式会社（現ジェイズ・テクノロジー株式会社） 取締役（現任）
- 2022年11月 セグエセキュリティ株式会社 監査役（現任）
- 2022年12月 ISS Resolution Limited Director（現任）
- 2024年1月 当社 取締役コーポレート本部長（現任）

### ■ 取締役候補者の選任理由

候補者は、管理業務全般にわたり豊富な知識・経験を有しており、2007年に入社以降、主に管理面を中心に当社グループの成長に貢献しております。

候補者の知識・経験等は、当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1 取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- 2 取締役候補者の所有する当社の株式数は、2023年12月31日現在の状況を記載しております。
- 3 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を負担することにより被保険者が被る損害を填補することとしております。取締役候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約の更新を予定しております。



### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における現在の地位
1	中川博史	再任	社外取締役
2	寺田有美子	再任	社外取締役
3	三露正樹	新任	—

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

候補者  
番号

1

なか がわ

中川

ひろ ふみ

博史

再任

1968年8月24日生

所有する当社の株式数

一株

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1996年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 入社
- 2005年 2 月 中川公認会計士税理士事務所（現 税理士法人AIO） 設立 代表社員（現任）
- 2012年 3 月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 監査役
- 2014年12月 当社 監査役
- 2020年 3 月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

### ■ 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

候補者は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役及び独立役員として、客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

また、選任後においては、任意の指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者  
番号

2

てらだ  
寺田

ゆみこ  
有美子

再任

1977年5月1日生

所有する当社の株式数  
一株

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2005年10月 弁護士登録（大阪弁護士会）  
弁護士法人大阪パブリック法律事務所 勤務
- 2010年4月 弁護士法人あすなる パートナー
- 2013年10月 独立「アーカス総合法律事務所」パートナー（現任）
- 2015年5月 NPO法人フィンランド式人材育成研究所 理事（現任）
- 2017年9月 株式会社スマートバリュー 取締役
- 2020年9月 同社 指名委員、報酬委員
- 2020年9月 株式会社Osaka World Studio 代表取締役（現任）
- 2020年12月 神戸大学 客員教授（現任）
- 2021年3月 株式会社Stroly 監査役（現任）
- 2022年3月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2022年3月 株式会社フジ医療器 取締役（監査等委員）（現任）
- 2022年6月 株式会社ロスゼロ 監査役（現任）
- 2022年10月 株式会社クラシコム 取締役（監査等委員）（現任）

## ■ 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

候補者は、弁護士としての経験・見識を豊富に有しており、社外取締役及び独立役員として、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

また、選任後においては、任意の指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者  
番号

3

み つゆ  
三 露

まさ き  
正 樹

新任

1960年1月5日生

所有する当社の株式数  
一株

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年4月 神鋼電機株式会社（現 シンフォニアテクノロジー株式会社） 入社
- 1986年10月 日本デジタルイクイップメント株式会社（現 日本ヒューレット・パッカード株式会社） 入社
- 1992年7月 同社 西日本支社第三営業課長
- 1994年4月 同社 西日本支社花王専任営業課長
- 1998年9月 日本オラクル株式会社 入社 営業担当課長
- 2000年1月 同社 通信・公共・公益営業統括部長
- 2004年6月 同社 V P通信・公共インダストリー本部長 兼 中部・東日本統括本部長
- 2005年6月 同社 執行役員 インダストリー第2統括本部長
- 2006年6月 同社 常務執行役員アライアンス統括本部長
- 2008年6月 同社 常務執行役員エンタープライズ統括本部長
- 2014年6月 同社 専務執行役員エンタープライズ第一統括
- 2019年7月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 執行役員（Telecom, Media, Technology）
- 2021年6月 同社 執行役員（Ecosystems & Alliances）（現任）

### ■ 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

候補者は、当社が属する業界における豊富な知識・経験を有し、社外取締役及び独立役員として、客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

また、選任後においては、任意の指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1 監査等委員である取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- 2 監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式数は、2023年12月31日現在の状況を記載しております。
- 3 中川博史氏、寺田有美子氏及び三露正樹氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 4 中川博史氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、中川博史氏は当社の監査等委員である社外取締役就任前の5年間、当社の社外監査役でありました。また、寺田有美子氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 5 当社は、中川博史氏及び寺田有美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。また、三露正樹氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届出る予定であります。
- 6 当社は、中川博史氏及び寺田有美子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で同内容の責任限定契約を継続する予定であります。また、三露正樹氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- 7 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を負担することにより被保険者が被る損害を填補することとしております。取締役候補者が監査等委員である取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約の更新を予定しております。

以上

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役のスキル・マトリックス (予定)

氏名	当社における地位	スキル・経験									
		企業経営	業界知識	営業・マーケティング	テクノロジー	財務・会計・M&A	人事・人材開発	法務・リスクマネジメント	グローバル	ESG・サステナビリティ	組織マネジメント
愛須 康之	代表取締役社長	●	●	●	●					●	●
阿萬 聖	取締役	●	●	●	●				●	●	●
福田 泰福	取締役	●				●	●	●	●	●	●
中川 博史 [社外] [独立]	社外取締役 監査等委員	●				●					●
寺田 有美子 [社外] [独立]	社外取締役 監査等委員							●	●	●	
三露 正樹 [社外] [独立]	社外取締役 監査等委員	●	●	●					●		●

# 事業報告

〔2023年1月1日から  
2023年12月31日まで〕

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの影響は収束が進むものの、世界的な金融引締め、ウクライナ情勢の長期化・パレスチナ情勢の悪化や円安による資源や物価の高騰など、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属するIT業界におきましては、製品価格の上昇などが引き続き懸念されますが、デジタルトランスフォーメーション（DX）関連投資への意欲増大により、積極的なIT投資を行う企業が多いことが期待されます。また、サイバー攻撃が増え続けていることから、情報セキュリティへの投資も堅調に推移することが見込まれます。

このような環境の中、当社は2023年9月26日にプライム市場の上場を継続し、上場維持基準への適合に向けた取組みを継続する旨を決定し、公表いたしました。現在の中期目標の達成に向けて、全社一丸となって取り組みながら、次期中期目標期間でさらなる飛躍を実現できるよう、新たな幹部人材の獲得や技術者採用・育成の強化、新規の自社製品・サービスの展開や事業所投資等を進めてまいりました。また、IR活動やコーポレートガバナンスの一層の充実にも努めております。

当連結会計年度におけるプロダクトの販売につきましては、特需の大型案件もありDXインフラの販売が大幅に増加し、加えて納期遅延の改善が進み大きく進捗しました。サービスの販売につきましては、好調なプロダクト販売に付随して設計及び構築サービス（プロフェッショナルサービス）、サポートサービスが増加いたしました。また、ジェイズ・テクノロジー株式会社は、DX化支援の強化を目的としてDXセンターを東京と福岡に開設いたしました。

これらの結果、当連結会計年度におけるソリューションプロダクト事業の売上高は10,757,385千円と前年同期と比べ2,053,684千円(23.6%)の増収、ソリューションサービス事業の売上高は6,685,826千円と前年同期と比べ1,766,746千円(35.9%)の増収、連結売上高は17,443,211千円と前年同期と比べ3,820,431千円(28.0%)の増収となりました。

売上総利益は、過去の受注分に基づく機器の仕入コストの納期遅延・円安進行に伴う増加、これまでの納期遅延への対応として保有していた商品在庫の一部に生じた評価損の影響を受け、4,123,594千円と前年同期と比べ564,457千円(15.9%)の増益となりました。営業利益は、子会社の増加、幹部社員の増員、東京オフィスの増床、横浜センター（物流拠点）の開設、セキュリティオペレーションセンターの開設、自社開発セキュリティサービスRevoWorksクラウドの提供開始に伴う広告宣伝活動などにより特に当第3四半期以降は販売費及び一般管理費が増加したものの、売上総利益の増加が上回り、1,086,072千円と前年同期と比べ179,800千円(19.8%)の増益となりました。

経常利益は、為替差損38,000千円及びデリバティブ評価損38,400千円が発生し1,015,300千円となり、為替差益が197,363千円あった前年同期と比べ35,316千円(△3.4%)の減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、660,510千円となり、投資

有価証券評価損74,449千円を計上したもののそれを上回る投資有価証券売却益188,853千円を計上した前年同期と比べ82,813千円(△11.1%)の減益となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は315,845千円であり、その主なものは、動作検証用機器及び保守サービスの提供に使用する保守用機器の取得、横浜センター開設及び東京オフィス増床によるものであります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、新株予約権（ストック・オプション）の行使により2,822千円の資金調達を行いました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 対処すべき課題

### ①人財の確保・育成

当社グループの更なる成長のために、優秀な人財の確保及び育成は欠かせないと認識しております。IT人材の不足は年々顕著になっておりますが、積極的な採用、教育研修制度の充実に加え、人事制度の継続的改善等により、人財の確保及び育成に取り組んでまいります。

### ②収益力の強化

当社グループは、ITソリューション事業を営んでおり、その中でもセキュリティの分野にフォーカスしております。IT業界は随時新しい技術が生まれ、その利活用による利便性や生産性の向上等が注目されがちですが、対応するセキュリティ対策も欠かせません。

国内外の最新の技術トレンドや顧客のニーズをつかみ、積極的な新規商材の取扱い並びに安全性と使いやすさを兼ね備えたセキュリティ製品及びサービスの開発を進め、それらの商材を組み合わせる高度化・複雑化するサイバー攻撃にも対抗するセキュリティを確保したソリューションを創出してまいります。

加えて、販売促進活動を強化し、これらによって、売上の拡大と利益率の向上を実現してまいります。

### ③事業ポートフォリオ・グループ組織体制の最適化

当社グループは、事業の拡大を加速させるために、独自の技術を有する企業や現在のビジネスの発展加速が図れる企業とのM&Aや業務・資本提携を進めてまいります。それらの行為の効果を高めるために、グループ各社の事業の整理、リソースの再配置を継続的に検討、実行し、当社グループ全体を最適化し、よりグループ内のシナジー効果が得られる体制の整備を進めてまいります。

### ④内部統制の継続強化

当社グループが継続的かつ効率的に拡大できる体制を確立、維持するためには、コンプ



ライアンスの徹底及び内部統制の継続的な強化は重要な課題と認識しております。今後も事業規模の拡大に合わせて、コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制をより一層強化してまいります。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	期 別	第7期 2020年12月度	第8期 2021年12月度	第9期 2022年12月度	第10期 (当連結会計年度) 2023年12月度
売 上	高	10,992,813	12,038,775	13,622,780	17,443,211
経 常	利 益	874,160	686,090	1,050,617	1,015,300
親会社株主に帰属する当期純利益		634,165	454,757	743,323	660,510
1株当たり当期純利益		55円62銭	39円62銭	66円47銭	58円89銭
総 資 産		7,191,628	8,625,300	11,252,138	11,831,431
純 資 産		3,172,688	3,199,186	3,685,017	4,014,375

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 2. 当社は、「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しており、当該信託にかかる株式給付信託口が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。そのため、1株当たり当期純利益の算定における「普通株式の期中平均株式数」については、当該株式給付信託が所有する当社株式を自己株式に含めて計算しております。  
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前連結会計年度の期首から適用しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	期 別	第7期 2020年12月度	第8期 2021年12月度	第9期 2022年12月度	第10期 (当事業年度) 2023年12月度
営 業	収 益	664,380	1,002,136	1,146,875	1,185,008
経 常	利 益	238,576	584,169	644,608	613,893
当 期	純 利 益	232,735	537,875	553,993	611,131
1株当たり当期純利益		20円41銭	46円87銭	49円54銭	54円49銭
総 資 産		2,023,088	2,177,695	2,937,451	3,115,336
純 資 産		1,944,997	2,110,874	2,412,911	2,678,398

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 2. 当社は、「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しており、当該信託にかかる株式給付信託口が所有する当社株式については、計算書類において自己株式として計上しております。そのため、1株当たり当期純利益の算定における「普通株式の期中平均株式数」については、当該株式給付信託が所有する当社株式を自己株式に含めて計算しております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ジェイズ・コミュニケーション株式会社	237,500千円	100.0%	セキュリティ製品及びITインフラ製品の輸入・販売 セキュリティソフトウェアの開発 ITシステムの設計・構築サービスの提供
ジェイズ・テクノロジー株式会社	100,000千円	100.0%	エンジニアサービスの提供 情報システム支援サービスの提供
ジェイズ・テレコムシステム株式会社	50,000千円	100.0%	ITシステムの構築サービスの提供 保守サービスの提供
ジェイズ・ソリューション株式会社	40,000千円	100.0%	セキュリティ製品及びITインフラ製品の販売 システムの運用や監視サービスの提供
セグエセキュリティ株式会社	40,000千円	60.0%	マネージドセキュリティサービスの提供 セキュリティ調査・診断・コンサルティングサービスの提供 セキュリティ教育・訓練サービスの提供
ISS Resolution Limited	110,000千円	100.0%	セキュリティ製品及びITインフラ製品の販売 メンテナンス、サポートサービスの提供

(注) 出資比率は、間接保有を含んで記載しております。

### ③当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ジェイズ・コミュニケーション株式会社	大阪市淀川区西中島五丁目5番15号	825,364千円	3,115,336千円

## (8) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社グループは、当社と連結子会社7社により構成されております。

当社は、純粋持株会社として連結子会社（事業会社）の管理及び支援を行い、連結子会社においてITシステムにおけるネットワークセキュリティ及びITインフラ製品に係る設計、販売、構築、運用、保守サービスを一貫して提供できる体制を整え、ITソリューション事業を展開しております。

報告セグメント	事業セグメント	事業の内容		対応する子会社
ITソリューション事業	ソリューション プロダクト事業	セキュリティ製品の輸入・販売 ITインフラ製品の輸入・販売		ジェイズ・コミュニケーション株式会社
		セキュリティソフトウェアの開発		ジェイズ・コミュニケーション株式会社
		セキュリティ製品及びITインフラ製品の 調達・販売		ジェイズ・コミュニケーション株式会社 ジェイズ・ソリューション株式会社 ISS Resolution Limited
	ソリューション サービス事業	ITシステムの設計・構築サービスの提供 ヘルプデスクサービスの提供 保守サービスの提供		ジェイズ・コミュニケーション株式会社 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 ISS Resolution Limited
		セキュリティサービスの提供		ジェイズ・コミュニケーション株式会社 セグエセキュリティ株式会社
		情報システム支援サービスの提供		ジェイズ・テクノロジー株式会社
		その他	システムの運用や 監視サービスの提供	ジェイズ・コミュニケーション株式会社 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 ジェイズ・ソリューション株式会社
			エンジニア サービスの提供	ジェイズ・コミュニケーション株式会社 ジェイズ・テクノロジー株式会社 ジェイズ・テレコムシステム株式会社

**(9) 主要な事業所 (2023年12月31日現在)**

事業所名		所在地
当 社	本 社	東京都中央区
ジェイズ・コミュニケーション株式会社	東 京 本 社	東京都中央区
	大 阪 本 社	大阪市淀川区
ジェイズ・テクノロジー株式会社	本 社	東京都中央区
ジェイズ・テレコムシステム株式会社	本 社	東京都中央区
	首 都 圏 事 業 所	横浜市旭区
ジェイズ・ソリューション株式会社	大 阪 本 社	大阪市淀川区
セグエセキュリティ株式会社	本 社	東京都中央区
I S S R e s o l u t i o n L i m i t e d	本 社	タイ王国

**(10) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)**

## ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
570名(9名)	43名増(3名増)

(注) 従業員数欄の(外書)は、従業員数のうち、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

## ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20名	1名減	42.4歳	6.3年

(注) 平均勤続年数は、当社グループにおける勤続年数を通算して算出しております。

**(11) 主要な借入先及び借入額 (2023年12月31日現在)**

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	295,200千円
株式会社みずほ銀行	210,000千円
日本生命保険相互会社	150,000千円
株式会社三井住友銀行	162,500千円

**(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 11,720,791株（自己株式375,360株を含む）  
 (3) 株主数 3,176名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
	株	%
愛須 康之	3,432,100	30.25
有限会社エーディーシー	937,600	8.26
株式会社SBI証券	620,524	5.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	493,300	4.35
日商エレクトロニクス株式会社	376,000	3.31
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	370,100	3.26
セグエグループ従業員持株会	197,800	1.74
株式会社 オービック	192,000	1.69
田中 健一郎	170,000	1.50
榑原 三郎	150,000	1.32

- (注) 1. 持株比率は、自己株式375,360株を控除して計算しております。  
 2. 自己株式には、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式122,700株は含まれておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2019年3月4日	2020年3月2日
新株予約権の数		13,228個	15,186個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式26,456株 (新株予約権1個につき2株)	普通株式15,186株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり1,380円 (1株当たり690円)	新株予約権1個当たり593円 (1株当たり593円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり1円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり1円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2019年3月5日から 2049年3月4日まで	2020年3月3日から 2050年3月2日まで
行使の条件		(注)2	(注)2
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 8,834個 目的となる株式数 17,668株 保有者数 3名	新株予約権の数 10,364個 目的となる株式数 10,364株 保有者数 3名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 315個 目的となる株式数 630株 保有者数 2名	新株予約権の数 599個 目的となる株式数 599株 保有者数 2名

新株予約権の名称		第7回新株予約権		第8回新株予約権	
発行決議日		2021年2月27日		2022年2月25日	
新株予約権の数		17,821個		17,027個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式17,821株 (新株予約権1個につき1株)		普通株式17,027株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり914円 (1株当たり914円)		新株予約権1個当たり338円 (1株当たり338円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり1円 (1株当たり1円)		新株予約権1個当たり1円 (1株当たり1円)	
権利行使期間		2021年2月28日から 2051年2月27日まで		2022年2月26日から 2052年2月25日まで	
行使の条件		(注)3		(注)3	
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数	17,469個	新株予約権の数	16,277個
		目的となる株式数	17,469株	目的となる株式数	16,277株
		保有者数	3名	保有者数	3名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	—		—	
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	352個	新株予約権の数	750個
		目的となる株式数	352株	目的となる株式数	750株
		保有者数	2名	保有者数	2名

新株予約権の名称	第9回新株予約権		
発行決議日	2023年2月28日		
新株予約権の数	27,370個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式27,370株 (新株予約権1個につき1株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり544円 (1株当たり544円)		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり1円 (1株当たり1円)		
権利行使期間	2023年3月1日から 2053年2月28日まで		
行使の条件	(注)3		
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数	26,596個
		目的となる株式数	26,596株
		保有者数	3名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	—	
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	774個
		目的となる株式数	774株
		保有者数	3名

- (注) 1. 2019年12月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 第5回及び第6回新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 権利行使は、当社の取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれかの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限ります。
  - (2) 新株予約権の質入その他の一切の処分は認められません。
  - (3) その他の条件については、当社と締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
3. 第7回、第8回及び第9回新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 権利行使は、当社の取締役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれかの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限ります。
  - (2) 新株予約権の質入その他の一切の処分は認められません。
  - (3) その他の条件については、当社と締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

**(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等 (2023年12月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
愛 須 康 之	代表取締役社長	ジェイズ・コミュニケーション株式会社 代表取締役社長 ジェイズ・テクノロジー株式会社 取締役会長 セグエセキュリティ株式会社 代表取締役会長 SEGUE (Thailand) Limited Managing Director
阿 萬 聖	取締役	ジェイズ・コミュニケーション株式会社 取締役副社長 セグエセキュリティ株式会社 取締役
福 田 泰 福	取締役 経営管理部長	ジェイズ・コミュニケーション株式会社 取締役 ジェイズ・テクノロジー株式会社 取締役 セグエセキュリティ株式会社 監査役 ISS Resolution Limited Director
須 崎 宏 一	取締役 (監査等委員)	
中 川 博 史	取締役 (監査等委員)	税理士法人AIO 代表社員
寺 田 有 美 子	取締役 (監査等委員)	アーカス総合法律事務所 パートナー NPO法人フィンランド式人材育成研究所 理事 株式会社Osaka World Studio 代表取締役 神戸大学 客員教授 株式会社Stroly 監査役 株式会社フジ医療器 取締役 (監査等委員) 株式会社ロスゼロ 監査役 株式会社クラシコム 取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 須崎宏一氏、中川博史氏及び寺田有美子氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員が重要会議への出席を通じて情報収集を行うとともに、監査等委員会が内部監査担当と連携して、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役 (監査等委員) 中川博史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役須崎宏一氏、中川博史氏及び寺田有美子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
福 田 泰 福	取締役 経営管理部長	取締役 コーポレート本部長	2024年1月1日

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は全額会社が負担しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を負担することにより被保険者が被る損害を填補することとされています。

## (4) 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	90,007	69,839	5,700	14,468	3
（うち社外取締役）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役（監査等委員）	14,914	14,493	-	421	3
（うち社外取締役）	(14,914)	(14,493)	(-)	(421)	(3)
合 計	104,922	84,332	5,700	14,889	6

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「(5)取締役の報酬等 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年3月24日開催の第6期定時株主総会において、年額240,000千円以内と決議いただいております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年3月25日開催の第7期定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額として年間最大80,000個、年額80,000千円の範囲内と決議いただいております。当該各株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年3月24日開催の第6期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年3月25日開催の第7期定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額として年間最大5,000個、年額5,000千円の範囲内と決議いただいております。当該各株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

## (5) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬としての株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬および業績連動を排除した株式報酬を支払うこととしております。

#### ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数ならびに他社動向、当社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

#### ハ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、業務執行取締役を対象とする事業年度ごとの業績向上等に対する意識を高めるため目標達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給することとしております。具体的な算出方法は指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会にて決定するものとします。目標は、各事業年度の計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえた見直しを行うものとします。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、株式報酬とし、株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)を採用して、毎年一定の時期に支給します。株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の額および個数は、業務執行取締役については前事業年度の業績達成度(連結経常利益)を勘案し、社外取締役については業績連動を排除して取締役会にて決定するものとします。

なお、当事業年度の賞与は、基本報酬に、経営活動全般の結果を反映する指標である連結経常利益の達成度に基づく評価と、個人の役割期待に応じた評価を合わせた結果により決定される評価係数を乗じた金額としております。評価係数は、1.0を標準値として、下限0から上限2.2の範囲で設計しております。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、他社動向等を勘案し、指名・報酬委員会に諮問し、答申に基づき検討を行ったうえで取締役会にて決定するものとします。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の手続に関する事項

個人別の報酬額については、手続きの公正性・透明性・客観性を確保するため、取締役会決議に基づき委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の目標達成度合いを踏まえた賞与の評価配分とします。

現在の指名・報酬委員会の委員は次のとおりです。

委員長：代表取締役社長 愛須 康之

委員：取締役 福田 泰福、独立社外取締役・監査等委員 須崎 宏一、独立社外取締役・監査等委員 中川 博史、独立社外取締役・監査等委員 寺田 有美子

なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当数を決定します。

## ②当該事業年度に係る個人別報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた審議を総合的に行ったうえで決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員の報酬は、株主総会の決議により定められた監査等委員の報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役 (監査等委員)	須崎 宏一	—	—	—
取締役 (監査等委員)	中川 博史	税理士法人 AIO	代表社員	重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	寺田 有美子	アーカス総合法律事務所	パートナー	重要な取引その他の関係はありません。
		NPO法人フィンランド式人材育成研究所	理事	
		株式会社Osaka World Studio	代表取締役	
		国立大学法人神戸大学	客員教授	
		株式会社 Stroly	監査役	
		株式会社 フジ医療器	取締役 (監査等委員)	
		株式会社 ロスゼロ	監査役	
		株式会社 クラシコム	取締役 (監査等委員)	

## ②社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	須 崎 宏 一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査等委員会13回のうち13回に出席しております。なお、取締役会においては当社取締役の業務執行状況を監視し、必要に応じ適宜発言を行っており、監査等委員会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回のうち1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役 (監査等委員)	中 川 博 史	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査等委員会13回のうち13回に出席しております。なお、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会においては必要に応じ適宜発言を行っており、監査等委員会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回のうち1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役 (監査等委員)	寺 田 有 美 子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査等委員会13回のうち13回に出席しております。なお、弁護士としての豊富な経験と識見より、取締役会においては、議案審議等に必要発言を適宜行っており、監査等委員会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回のうち1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき会計監査人と責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、会計監査人の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額と限度として、限度額を超える部分については責任を負わないとするものです。

### (3) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,300千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や業務内容に鑑みて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制の整備」を取締役会決議により定めております。その概要は、以下のとおりであります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する行動指針（フレド）を定める。
- ii 法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、取締役会の決議により、リスク・コンプライアンス委員会及び委員（監査等委員を含む）を置く。委員のもと主管部署は、当社グループの取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理する。
- iii 事業部門及び子会社にはコンプライアンス委員会またはこれに準ずる組織もしくはコンプライアンス担当責任者を置き、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- iv 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- v 当社グループの事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、内部通報の運用に関する規程を定めるとともに、コンプライアンス相談窓口を設置する。是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。
- vi 前項の通報を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁ずる。
- vii 内部監査部署は、当社グループの法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
- ii 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- iii 内部監査部署は、当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。



### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i リスク管理の全体最適を図るため、取締役会の決議により、当社グループ全体のリスク管理に関する規程を定め、リスク管理担当役員及びリスク管理統括部署を置く。リスク管理統括部署は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
- ii 事業活動に伴う各種のリスクについては、必要に応じてリスク・コンプライアンス委員会で審議する。主管部署は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。
- iii 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとる。また、緊急時の対策等を定め、危機発生時には、これに基づき対応する。
- iv 上記 ii 及び iii のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
- v 内部監査部署は、当社グループのリスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 当社グループ各社は、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- ii 当社グループは事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- iii 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
- iv 内部監査部署は、当社グループの事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

### ⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i 当社は、グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、子会社の経営管理に関する規程を定める。子会社は、経営・財務の状況を定期的に当社に報告する。
- ii 子会社は、当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼす事項を実行する際に、当社と事前協議を行い、当社は必要に応じて子会社に適切な指導を行う。

- ⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - i 監査等委員会を補助する使用人の人事に関する事項については、監査等委員会と協議を行う。
  - ii 監査等委員会を補助する使用人は、監査等委員会より受けた業務命令に関して、監査等委員以外の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦監査等委員会への報告に関する体制
  - i 監査等委員会の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部署は内部監査の結果等を報告する。
  - ii 取締役及び使用人は、当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼすおそれのある事項につき監査等委員会に報告する。
  - iii 監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁ずる。
- ⑧監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員会の職務執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査等委員が緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に請求できる。
- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査等委員は取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議に出席することができる。また、監査等委員会から要求のあった文書等は、随時提供する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ①取締役の職務の執行
  - i 当社は、取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。
  - ii 当社は、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しており、監査等委員である社外取締役3名が取締役会へ出席することで監督機能を強化しております。
  - iii 月1回開催される定時取締役会においては、当社グループ各社の業務執行状況が報告され、当社グループ各社の経営・財務状況を把握しております。

## ②監査等委員会の職務の執行

- i 当社の監査等委員会は、定期的に監査等委員会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時監査等委員会を開催しております。
- ii 当社の監査等委員は、当社グループ各社の重要な会議に出席したほか、監査計画に基づき監査を行うとともに、当社グループ各社の取締役と面談を行い業務の執行状況全般にわたり監査を行いました。
- iii 当社の監査等委員会は、社外取締役3名の監査等委員で構成しております。
- iv 会計監査人、内部監査部門との間での連携を図るため定期的に会合を実施しました。

## ③内部統制システム全般

当事業年度においては、「内部統制の基本方針書」に基づき、内部統制推進プロジェクトを設置し、内部統制システム全般の整備・運用状況のモニタリングを行い、改善を進めております。

## ④コンプライアンス

当事業年度においては、「2023年度 コンプライアンス計画」に基づき、コンプライアンス遵守活動を実施しました。関係法令の制定・改正状況、当社グループ全社全従業員の労働時間（36協定遵守状況等）、当社グループ各社の規程類の整備状況、当社グループ全社全従業員を対象としたコンプライアンス教育の実施状況等が、当事業年度に開催されたリスク・コンプライアンス委員会に報告されております。

## ⑤リスク管理体制

当事業年度においては、リスク・コンプライアンス委員会において、当社グループ各社から報告されたリスクの検討を行いました。

## ⑥内部監査

当事業年度においては、「2023年度 内部監査計画」に基づき、当社の内部監査担当者が当社グループ主要事業所を訪問し、その他事業所はテレビ会議システム等を利用することにより、内部監査を実施しました。その結果を「内部監査報告書」として代表取締役社長に報告しております。

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、1株当たり当期純利益については四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>10,029,402</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,853,144</b>
現金及び預金	3,357,510	買掛金	1,512,510
受取手形及び売掛金	1,839,421	1年内返済予定の長期借入金	273,598
電子記録債権	179,083	1年内返済予定のリース債務	13,035
有価証券	94,291	未払金	167,358
棚卸資産	2,848,004	未払費用	260,312
前渡金	1,244,474	未払法人税等	200,231
未収入金	303,555	未払消費税等	276,355
その他の他	168,357	賞与引当金	449
貸倒引当金	△ 5,296	役員賞与引当金	15,820
<b>固定資産</b>	<b>1,802,029</b>	その他の引当金	4,018,084
<b>有形固定資産</b>	<b>377,014</b>	その他の他	1,807
建物及び構築物	98,875	<b>固定負債</b>	<b>963,911</b>
車両運搬具	3,695	長期借入金	544,101
工具、器具及び備品	242,980	退職給付に係る負債	260,168
リース資産	30,823	株式給付引当金	73,821
土地	639	長期未払金	66,598
<b>無形固定資産</b>	<b>263,313</b>	リース債務	19,222
のれん	161,089	<b>負債合計</b>	<b>7,817,056</b>
ソフトウェア	12,428	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア仮勘定	88,585	<b>株主資本</b>	<b>3,961,152</b>
その他の他	1,209	資本金	525,563
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,161,701</b>	資本剰余金	297,245
投資有価証券	467,798	利益剰余金	3,520,077
長期差入保証金	189,479	自己株式	△ 381,733
長期預け金	169,200	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△ 21,971</b>
繰延税金資産	185,622	その他有価証券評価差額金	△ 26,157
保険積立金	104,238	繰延ヘッジ損益	△ 866
その他の他	45,361	為替換算調整勘定	5,052
<b>資産合計</b>	<b>11,831,431</b>	<b>新株予約権</b>	<b>64,192</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>11,000</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>4,014,375</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>11,831,431</b>

# 連結損益計算書

〔2023年1月1日から  
2023年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,443,211
売上原価	13,319,617
売上総利益	4,123,594
販売費及び一般管理費	3,037,522
営業利益	1,086,072
営業外収益	
受取利息及び配当金	513
保険解約戻金	7,448
補助金の収入	9,762
その他	4,210
営業外費用	
支払利息	15,035
支払保証料	413
為替差損	38,000
デリバティブ評価損	38,400
株式交付費	167
その他	690
経常利益	92,707
税金等調整前当期純利益	1,015,300
法人税、住民税及び事業税	402,522
法人税等調整額	△35,010
当期純利益	367,512
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	647,788
親会社株主に帰属する当期純利益	△12,721
	660,510

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>1,112,901</b>	<b>流動負債</b>	<b>269,500</b>
現金及び預金	788,337	1年内返済予定の長期借入金	140,000
営業未収入金	71,120	未払金	40,693
貯蔵品	119	未払費用	21,288
預け金	575	未払法人税等	7,782
前払費用	13,859	未払消費税等	9,213
短期貸付金	80,000	役員賞与引当金	5,700
未収法人税等	117,104	その他	44,822
その他	41,784	<b>固定負債</b>	<b>167,436</b>
<b>固定資産</b>	<b>2,002,434</b>	長期借入金	140,000
<b>有形固定資産</b>	<b>18,338</b>	退職給付引当金	24,074
建物附属設備	12,841	株式給付引当金	3,362
工具、器具及び備品	5,497	<b>負債合計</b>	<b>436,937</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,575</b>	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	1,575	<b>株主資本</b>	<b>2,646,637</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,982,521</b>	資本金	525,563
投資有価証券	440,687	資本剰余金	807,109
関係会社株式	1,295,611	資本準備金	298,063
長期預け金	169,200	その他資本剰余金	509,045
繰延税金資産	28,662	利益剰余金	1,695,697
その他	48,360	その他利益剰余金	1,695,697
<b>資産合計</b>	<b>3,115,336</b>	繰越利益剰余金	1,695,697
		自己株式	△381,733
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>△32,431</b>
		その他有価証券評価差額金	△32,431
		<b>新株予約権</b>	<b>64,192</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>2,678,398</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>3,115,336</b>

# 損益計算書

〔2023年1月1日から  
2023年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		1,185,008
一般管理費		535,782
営業利益		649,225
営業外収益		
受取利息	5,878	
その他	516	6,395
営業外費用		
支払利息	3,040	
為替差損	22	
デリバティブ評価損	38,400	
株式交付費	167	
その他	96	41,727
経常利益		613,893
税引前当期純利益		613,893
法人税、住民税及び事業税	13,812	
法人税等調整額	△11,050	2,762
当期純利益		611,131

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

セグエグループ株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 安 達 博 之

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 西 村 仁 志

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セグエグループ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セグエグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2024年2月13日開催の取締役会において、2024年3月1日を効力発生日として株式分割を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

セグエグループ株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 安 達 博 之  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 西 村 仁 志  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セグエグループ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2024年2月13日開催の取締役会において、2024年3月1日を効力発生日として株式分割を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

セグエグループ株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 須 崎 宏 一 ㊟

監 査 等 委 員 中 川 博 史 ㊟

監 査 等 委 員 寺 田 有 美 子 ㊟

(注) 監査等委員 須崎宏一、中川博史及び寺田有美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京証券会館 9階 会議室

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 TEL 03-3667-9210



## 交通のご案内

- 東京メトロ日比谷線・東西線 茅場町駅 8番出口より直結
- 東京メトロ銀座線・東西線、都営地下鉄浅草線 日本橋駅 D2出口より徒歩5分

※駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

# 第10期定時株主総会資料

## その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

### 連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

### 計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

第10期

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

## セグエグループ株式会社

上記各事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。  
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 連結株主資本等変動計算書

〔 2023年1月1日から  
2023年12月31日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	517,345	289,697	3,229,170	△384,091	3,652,120
当期変動額					
新株の発行	8,218	8,218			16,436
剰余金の配当			△369,603		△369,603
親会社株主に帰属する 当期純利益			660,510		660,510
自己株式の取得				△79	△79
自己株式の処分		△669		2,438	1,768
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	8,218	7,548	290,907	2,358	309,032
当期末残高	525,563	297,245	3,520,077	△381,733	3,961,152

	その他の包括利益累計額			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計
当期首残高	△30,158	△12,354	△5,884	△48,398
当期変動額				
新株の発行				
剰余金の配当				
親会社株主に帰属する 当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,000	11,488	10,937	26,426
当期変動額合計	4,000	11,488	10,937	26,426
当期末残高	△26,157	△866	5,052	△21,971

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	62,918	18,377	3,685,017
当期変動額			
新株の発行			16,436
剰余金の配当			△369,603
親会社株主に帰属する 当期純利益			660,510
自己株式の取得			△79
自己株式の処分			1,768
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,274	△7,376	20,324
当期変動額合計	1,274	△7,376	329,357
当期末残高	64,192	11,000	4,014,375



## 連 結 注 記 表

### 【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

##### ①連結子会社の数 7社

・連結子会社の名称

ジェイズ・コミュニケーション株式会社

ジェイズ・テクノロジー株式会社

ジェイズ・テレコムシステム株式会社

ジェイズ・ソリューション株式会社

SEGUE(Thailand)Limited

ISS Resolution Limited

セグエセキュリティ株式会社

##### ②連結の範囲の変更

連結の範囲の変更はございません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②デリバティブ

時価法

### ③棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- i 商品  
移動平均法
- ii 未成工事支出金  
個別法
- iii 貯蔵品  
最終仕入原価法

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～40年
車両運搬具	5～6年
工具、器具及び備品	2～15年

### ②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェア 見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

### ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、一部の在外連結子会社において、IFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、借手のリース取引については、原則としてすべてのリースについて資産及び負債の認識をしており、資産に計上されたリース資産の減価償却方法は定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当期に見合う分を計上しております。

#### ③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当期に見合う分を計上しております。

#### ④株式給付引当金

株式給付信託（J-ESOP）による当社株式等の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、当社及び連結子会社の取締役および従業員に割り当てられるポイントに応じた当社株式等の給付見込額を計上しております。

#### ⑤その他の引当金

海外子会社の一部において、有給休暇に対し従業員が給与相当を受け取れる権利について給付見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

ソリューションプロダクト事業に係る収益は、主にセキュリティ製品及びITインフラ製品の輸入・国内調達・販売、又はソフトウェア製品の自社開発・販売であり、顧客との契約に基づいて製品等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、原則として製品等の検収時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、検収時点で収益を認識しております。ただし、製品等の国内販売において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷した時点において当該製品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

ソリューションサービス事業に係る収益は、主に設計及び構築サービス又はサポートサービスであり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、主に一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、原則として履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。なお、設計及び構築サービス等の工事契約において、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

顧客との契約における当社グループの履行義務が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断される取引については、従来総額で計上していた顧客への売上高とこれに対応する売上原価を相殺した純額を収益として計上しております。

#### (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

##### ①重要な繰延資産の処理方法

###### 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

##### ②退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### ③重要なヘッジ会計の方法

#### i ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

#### ii ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション

ヘッジ対象…外貨建輸入取引及び外貨建買掛金並びに外貨建売上取引及び外貨建売掛金

#### iii ヘッジ方針

デリバティブ取引に係る権限、取引限度額等を定めた内部規程に基づき、外貨建予定取引に係る為替変動リスクを軽減するために為替予約及び通貨オプションを行っております。

#### iv ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段である為替予約及び通貨オプションとヘッジ対象となる外貨建輸入予定取引及び外貨建買掛金並びに外貨建売上取引及び外貨建売掛金に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジに高い有効性があるものと判断しております。

### ④のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現する期間を個別に見積もり、20年以内で均等償却することにしております。

### ⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

## 5. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

### (1) 株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と当社及び子会社の役職員（以下、「幹部社員等」といいます。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への意欲や士気を高めるため、幹部社員等に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

#### ① 取引の概要

本制度は、予め当社及び子会社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした幹部社員等に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、幹部社員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。幹部社員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

#### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度96,188千円、122,700株であります。

## 【会計方針の変更に関する注記】

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

## 【会計上の見積りに関する注記】

### 非上場株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ① 投資有価証券のうち、非上場株式 | 272,794千円 |
| ② 投資有価証券評価損       | 一千円       |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、事業上の関係構築等を目的とした出資による投資有価証券を保有しており、このような出資等は今後行う可能性があります。

非上場株式の評価にあたっては、当該株式の投資時の超過収益力を反映した実質価額が著しく下落した場合には、取得価額を実質価額まで減損する処理を行っております。

投資先企業の投資時における超過収益力について毀損の有無を判断するに当たっては、投資先企業の投資時における事業計画の達成状況や、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

## 【連結貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額	979,746千円
----------------	-----------

## 【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
 普通株式 11,720,791株

### 2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末の株式数 (株)
普通株式	500,889	71	2,900	498,060

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式が122,700株含まれております。  
 2. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加71株であります。  
 3. 自己株式数の減少は、株式給付信託 (J-ESOP) の給付による減少2,900株であります。

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	203,620	18	2022年12月31日	2023年3月29日
2023年8月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	170,097	15	2023年6月30日	2023年9月14日

- (注) 2023年3月28日の定時株主総会において決議された配当金の総額には、「株式給付信託 (J-ESOP)」が保有する当社株式に対する配当金2,260千円が含まれております。  
 2023年8月9日の取締役会において決議された配当金の総額には、「株式給付信託 (J-ESOP)」が保有する当社株式に対する配当金1,854千円が含まれております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	170,181	15	2023年12月31日	2024年3月27日

- (注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (J-ESOP)」が保有する当社株式に対する配当金1,840千円が含まれております。  
 当社は2024年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の金額で記載しております。



4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
普通株式 103,860株

### 【金融商品に関する注記】

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、運転資金については、主として銀行との当座貸越契約により調達する方針であります。設備投資資金については、自己資金及び銀行からの長期借入金により調達する方針であります。

デリバティブのうち、通貨関連取引は、当社の通常営業取引に損失が見込まれる場合、当該損失を回避する目的のみに利用しております。また差金決済型自社株価先渡取引は、適正な株価形成を目的としております。いずれも投機的な取引は行わない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先の信用状況を監視するとともに、取引先ごとの債権残高を随時把握することによってリスクの軽減を図っております。なお、売掛金には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約及び通貨オプションを利用して当該リスクを軽減しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格等の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行会社の財務状況等を把握し、そのリスク状況を勘案して、保有状況を継続的に見直すことで、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年内の支払期日であり、適時に資金管理を行うことにより、支払期日に支払いを実行できなくなるリスクを管理しております。なお、買掛金には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約及び通貨オプションを利用して当該リスクを軽減しております。

デリバティブ取引のうち為替予約及び通貨オプションは、外貨建輸入取引及び外貨建売上取引に係る為替の変動リスクの軽減を目的とし、差金決済型自社株価先渡取引は、適正な株価形成を目的としております。また、デリバティブ取引については、内部規程に従って、取引の実行及び管理を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ③重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	195,003	195,003	—
(2) 長期預け金	169,200	168,296	△903
資産計	364,203	363,299	△903
(1) 長期借入金 ※2	817,700	819,980	2,280
負債計	817,700	819,980	2,280
デリバティブ取引 ※3	△39,648	△39,648	—

※1. 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「有価証券」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

※2. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

※3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

※4. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	272,794

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	27,110	—	—	27,110
その他	—	167,892	—	167,892
資産計	27,110	167,892	—	195,003
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1,248	—	1,248
株式関連	—	38,400	—	38,400
負債計	—	39,648	—	39,648

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預け金	—	168,296	—	168,296
資産計	—	168,296	—	168,296
長期借入金	—	819,980	—	819,980
負債計	—	819,980	—	819,980

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

その他に含まれる投資信託は、市場における取引価格が存在せず、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期預け金

長期預け金の時価は、将来キャッシュフローを残存期間に対応する合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

株価先渡取引の時価は、当期末最終営業日における当社普通株式の終値等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 【収益認識に関する注記】

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
ソリューションプロダクト事業	10,757,385
ソリューションサービス事業	6,685,826
合計	17,443,211

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	2,360,752
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,018,505
契約負債 (期首残高)	3,137,657
契約負債 (期末残高)	4,018,084

契約負債は、主に、保守サービス契約に基づき顧客から受領した前受収益で、翌連結会計年度以降に充足する履行義務に対応するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されません。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,627,214千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	942,179
1年超2年以内	797,435
2年超3年以内	611,524
3年超	636,935
合計	2,988,074

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

**【1株当たり情報に関する注記】**

1株当たり純資産額 351円00銭

1株当たり当期純利益 58円89銭

(注)「株式給付信託 (J-ESOP)」導入において設定した株式会社日本カスタディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、自己株式数に含めております。

## 【重要な後発事象に関する注記】

(自己株式の消却)

当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することに関し、以下のとおり決議いたしました。

自己株式消却の内容

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の総数	375,360株 (消却前の発行済株式総数に対する割合3.20%)
(3) 消却日	2024年2月22日
(4) 消却後の発行済株式総数	11,345,431株

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関し、以下のとおり決議いたしました。

### 1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

### 2. 株式分割の概要

#### (1) 分割の方法

2024年2月29日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

#### (2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	11,345,431株
今回の分割により増加する株式数	22,690,862株
株式分割後の発行済株式総数	34,036,293株
株式分割後の発行可能株式総数	108,000,000株

(注) 当社は、2024年2月22日に375,360株の自己株式の消却を行いました。上記株式数は、自己株式消却後である株式分割実施時点の株式数を記載しております。

(3) 分割の日程

基準日公告日	2024年2月13日
基準日	2024年2月29日
効力発生日	2024年3月1日

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合における1株当たり情報は、それぞれ次のとおりであります。

1株当たり純資産額	117円00銭
1株当たり当期純利益	19円63銭

(注)「株式給付信託(J-ESOP)」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、自己株式数に含めております。

4. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年3月1日をもって、当社定款第6条で定める発行可能株式総数の変更を行いました。

(2) 定款の変更内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>36,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>108,000,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 2024年3月1日



## 5. その他

### (1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

### (2) 新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を2024年3月1日以降、下記のとおり調整いたしました。

	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第5回新株予約権	1円	1円
第6回新株予約権	1円	1円
第7回新株予約権	1円	1円
第8回新株予約権	1円	1円
第9回新株予約権	1円	1円

### (取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行)

当社は、2021年3月25日開催の第7期定時株主総会において承認されました「取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定に関する件」により、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等として年間最大80,000個とし、年額80,000千円の範囲内、当社監査等委員である取締役に対して年間最大5,000個とし、年額5,000千円の範囲内で、ストック・オプションとして新株予約権を発行するための報酬等につきご承認いただいておりますが、これに基づき、2024年2月13日開催の当社取締役会において、当社取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容を下記のとおり決議いたしました。

## 記

### 1. スtock・オプションとして本新株予約権を発行する理由

当社が今後の収益の向上及び企業価値の増大を目指すにあたり、株主の皆様と株価を通じたメリットやリスクを共有することにより、より一層の意欲と士気を向上させ、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、当社の取締役6名に対して、新株予約権を発行するものであります。

### 2. 新株予約権の名称

セグエグループ株式会社 第10回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）

### 3. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社監査等委員でない取締役 3名 24,806個

当社監査等委員である取締役 3名 1,008個

#### (2) 新株予約権の総数

25,814個とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込がなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

ただし、(3)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとする。

#### (3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 25,814株とする。

なお、新株予約権の目的たる株式の数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

#### (4) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の1個あたりの払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算定した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の割当てを受ける当社取締役は、当該払込金額の払込みに代えて、報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺するものとする。

#### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間  
2024年3月1日から2054年2月28日までとする。  
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 当社は、新株予約権者が下記（12）に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
  - ③ 新株予約権者が「第10回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い  
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（3）に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記（6）に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（6）に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（7）に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
  - ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件  
上記（9）に準じて決定する。
  - ⑨ 新株予約権の行使の条件  
下記（12）に準じて決定する。
- (11) 端数の切捨て  
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、当社の取締役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれかの地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができるものとする。
  - ② その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第10回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- (13) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- (14) 新株予約権の割当日  
2024年2月29日

---

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

〔 2023年1月1日から  
2023年12月31日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	517,345	289,845	509,715	799,560
当期変動額				
新株の発行	8,218	8,218		8,218
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△669	△669
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	8,218	8,218	△669	7,548
期末残高	525,563	298,063	509,045	807,109

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,454,169	1,454,169	△384,091	2,386,983
当期変動額				
新株の発行				16,436
剰余金の配当	△369,603	△369,603		△369,603
当期純利益	611,131	611,131		611,131
自己株式の取得			△79	△79
自己株式の処分			2,438	1,768
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	241,528	241,528	2,358	259,653
期末残高	1,695,697	1,695,697	△381,733	2,646,637

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計額		
当期首残高	△36,990	△36,990	62,918	2,412,911
当期変動額				
新株の発行				16,436
剰余金の配当				△369,603
当期純利益				611,131
自己株式の取得				△79
自己株式の処分				1,768
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,559	4,559	1,274	5,833
当期変動額合計	4,559	4,559	1,274	265,487
期末残高	△32,431	△32,431	64,192	2,678,398

## 個 別 注 記 表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。  
  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法を採用しております。
2. デリバティブの評価方法  
時価法
3. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産  
定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
4. 繰延資産の処理方法  
株式交付費  
支出時に全額費用として処理しております。
5. 引当金の計上基準
  - ①役員賞与引当金  
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当期に見合う分を計上しております。
  - ②退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。



### ③株式給付引当金

株式給付信託（J-ESOP）による当社株式等の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、当社の取締役および従業員に割り当てられるポイントに応じた当社株式等の給付見込額を計上しております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の収益は、子会社からの経営管理料及び受取配当金となります。

経営管理料については、子会社への受託業務等を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

## 7. 追加情報

「連結注記表【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】5. 追加情報」に記載しているため、注記を省略しております。

### 【会計方針の変更に関する注記】

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 【会計上の見積りに関する注記】

### 非上場株式の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ① 投資有価証券のうち、非上場株式 | 272,794千円 |
| ② 投資有価証券評価損       | 一千円       |
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
「連結注記表【会計上の見積りに関する注記】(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

## 【貸借対照表に関する注記】

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,849千円

(2) 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対し、債務保証を行っております。

SEGUE(Thailand)Limited 169,412 千円

なお、上記の金額には、SEGUE(Thailand)Limitedの設立にかかる出資受入のために、当社の依頼により金融機関が発行したスタンバイL/Cに係る債務残高が含まれております。

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	157,797 千円
短期金銭債務	15,008 //

### 【損益計算書に関する注記】

関係会社に対する取引高

営業取引による取引高

営業収益

1,185,008 千円

一般管理費

△12,469 //

一般管理費（出向料収入による戻入）

2,628 //

営業取引以外の取引による取引高

受取利息

5,877 千円

支払利息

1,185 //

### 【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末の 株式数（株）
普通株式	500,889	71	2,900	498,060

(注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カ  
ストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式が122,700株含まれております。

2. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加71株であります。

3. 自己株式数の減少は、株式給付信託（J-ESOP）の給付による減少2,900株であります。

### 【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用

6,147 千円

退職給付引当金

6,183

株式給付引当金

1,029

役員賞与引当金

1,745

未払事業税

1,560

未払事業所税

238

株式報酬費用

19,655

資産除去債務

2,805

投資有価証券評価損

32,702

デリバティブ評価損

11,758

その他有価証券評価差額金

9,930

繰延税金資産小計

93,756

評価性引当額

△65,093

繰延税金資産合計

28,662

## 【関連当事者との取引に関する注記】

### 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ジェイズ・ コミュニケーション(株)	大阪市 淀川区	237,500	情報 通信業	(所有) 直接 100	経営指導 資金借入 役員の兼任等	経営管理料 配当金収入 出向料収入 資金の借入 資金の返済	373,440 406,388 2,100 660,000 660,000	営業未収入金 未収入金 未払金	34,232 5,830 6,191
子会社	ジェイズ・ テクノロジー(株)	中央区 新川	100,000	技術者 派遣業	(所有) 直接 100	経営指導 資金貸付 役員の兼任等	経営管理料 配当金収入 資金の貸付 貸付の回収 利息の受取	114,600 157,600 1,260,000 1,260,000 5,620	営業未収入金 未収入金 未収利息	10,505 791 173
子会社	セグエセキュ リティ(株)	中央区 新川	24,000	ネットワ ークセキュ リティ 事業	(所有) 直接 60	経営指導 資金貸付 役員の兼任等	経営管理料 資金の貸付 利息の受取	11,640 80,000 256	短期貸付金 営業未収入金 未収利息	80,000 1,067 57
子会社	SEQUE(Thailand) Limited	タイ王国	7,900	持株会社	(所有) 直接 49	経営指導 役員の兼任等	債務保証	169,412	—	—

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 経営管理料は、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として決定しております。

3. 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して決定しております。

## 【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表【収益認識に関する注記】」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 232円93銭

1株当たり当期純利益 54円49銭

(注) 「株式給付信託 (J-ESOP)」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、自己株式数に含めております。

## 【重要な後発事象に関する注記】

連結計算書類「連結注記事項【重要な後発事象に関する注記】」に同一の内容を記載しているため、以下に記載の事項を除き注記を省略しております。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合における1株当たり情報は、それぞれ次のとおりであります。

1株当たり純資産額	77円64銭
-----------	--------

1株当たり当期純利益	18円16銭
------------	--------

(注)「株式給付信託 (J-ESOP)」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、自己株式数に含めております。

---

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。